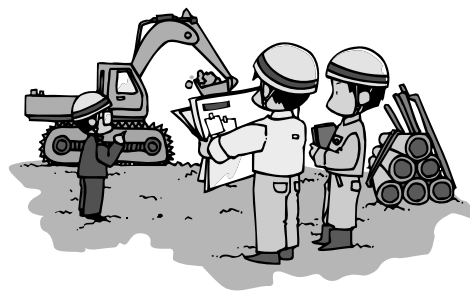


第 2 節 生活関連施設の復旧

上水道・下水道・電気・ガス・通信等のライフライン機関、道路・河川・港湾等の公共土木施設の管理者は、将来の災害に対する計画も踏まえ、優先順位を定めて施設の復旧にあたる。



第 3 節 激甚災害の指定

浦安市及び県は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

浦安市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力をする。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出する。